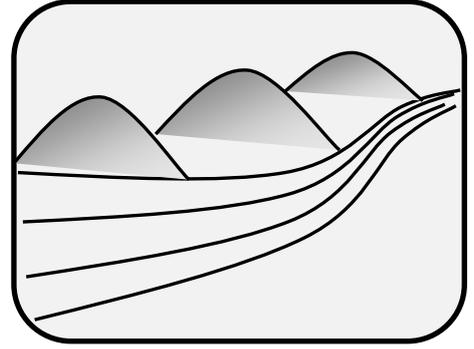


自然とふれあい  
すばらしい体験を!!



白糠町青少年宿泊研修施設  
**縫別自然の家**



**【利用の手引き】**

子ども会、サークル、ご家族、  
グループ、学校クラブ活動、  
スポーツ合宿などに…

## 【 も く じ 】

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 利用にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1  |
| 生活時間・・・・・・・・・・・・・・・・    | 4  |
| 施設の清掃について・・・・・・・・       | 5  |
| その他・・・・・・・・・・・・・・・・     | 5  |
| 縫別自然の家からのお願い・・・・・・・・    | 8  |
| 火災時の消防への通報マニュアル・・・・・・・・ | 9  |
| 「縫別自然の家」施設平面図・・・・・・・・   | 10 |
| 施設を利用する場合の注意事項・・・・・・・・  | 11 |



## ★利用にあたって

Q1 どんな人が利用できますか。また、それには何か条件がありますか。

\*この施設は、**研修を対象とした施設**ですので、利用にあたっては次の決まりを守ってください。

### (1) 利用できる人

- ①子ども会、スポーツ少年団、学校、クラブ活動など
- ②町内会活動、文化団体、スポーツ団体、社会教育団体など
- ③子どもと一緒に楽しみたい家族など
- ④民間企業の研修活動
- ⑤その他（特に認められた団体など）



### (2) 利用にあたって

- ①原則、3人以上でお願いします。（3人未満の場合はご相談ください）
- ②高校生以下のグループは、成人の指導者が引率してください。
- ③活動プログラムを作成し、その計画に従って活動してください。
- ④入所及び退所は、午前9時から午後5時までの間に行ってください。
- ⑤管理人は、入所時と退所時のみ対応します。管理人からの説明や注意事項をしっかりと守りご利用ください。緊急時を除き、その他の時間は利用団体の自主的な活動となりますのでよろしくをお願いします。
- ⑥施設管理上、ペットの利用はご遠慮願います。

Q2 いつまで利用することができますか。

\*この施設は、毎年5月1日から10月31日まで利用できます。ただし、その他の期間で教育委員会が特別に使用を認めた場合は除きます。詳しいことは、下記までご相談ください。

白糠町教育委員会 社会教育課 社会教育係

電話 01547-2-2287 fax 01547-2-2288

住所 〒088-0303 白糠町東3条南1丁目1番地18

白糠町社会福祉センター内

Q3 食事はどうするのですか。また、寝具はありますか。

- \*施設内に料理室、屋外には野外炊事場がありますので、利用される団体は食材を持ち込み調理してください。（施設の近くにお店はありませので、食材・飲み物類・調味料・洗剤等はあらかじめ用意して入所ください。）
- \*食器や調理用具は、およそ100名程度のものを用意しています。また、冷蔵庫を4台備えつけていますのでご活用ください。
- \*寝具はありませので、寝袋または毛布等を持参してください。なお、宿泊室は、たたみの上にじゅうたん敷です。

Q4 どのくらいの費用がかかりますか。

- \*施設使用料と宿泊施設使用料がかかります。町内在住者と町外在住者では料金が異なります。次の表をご覧ください。

|    | 幼児 | 小学校・中学校・義務教育学校<br>に在籍している者 |                    | 一般（高校生以上）       |                    |
|----|----|----------------------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| 町内 | —  | 1人1回につき<br>157円            | 1人1泊につき<br>加算 157円 | 1人1回につき<br>314円 | 1人1泊につき<br>加算 314円 |
| 町外 | —  | 1人1回につき<br>235円            | 1人1泊につき<br>加算 235円 | 1人1回につき<br>471円 | 1人1泊につき<br>加算 471円 |

- ◎ 上記料金には、消費税が含まれています。
- ◎ 町内の団体などには、使用料減免の規定があります。
- ◎ 幼児（未就学児童）については、無料ですが申請書には人数を記入してください。

Q5 キャンプはできますか。

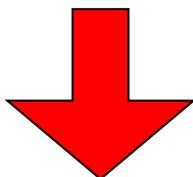
- \*施設を利用しながら、グラウンドなどでキャンプをすることもできます。（次の利用団体のために、キャンプ後は、きれいに土をならしてください。）
- \*キャンプファイヤーで使用する際は管理人の指示に従ってください。新等は、利用者でご用意ください。

Q6 利用したい場合は、どのようにすればいいのですか。

\*利用の申し込みは、毎年4月から利用日の5日前まで受け付けます。ただし、利用希望日を事前に問い合わせ、予約をしてください。

《利用申込みの手順》

①利用希望日の空き状況を電話で確認し、予約してください。



②利用日5日前までに「使用許可申請書・利用者名簿・活動プログラム」を社会福祉センターへ提出してください。（郵送可）

③使用料は施設を利用する当日までにお支払いください。

社会福祉センターへ持参または郵送（現金書留）、口座振込（振込手数料は利用者負担）ができます。（お支払いは申請書の提出と同時でも構いません。また、口座振込の場合はその旨をご連絡ください。）

**\*使用料をお支払後のキャンセルされた場合、払い戻すことができませんので、ご注意ください。**



\*申し込み、問い合わせなど、

白糠町教育委員会 社会教育課 社会教育係

電話 01547-2-2287

FAX 01547-2-2288

住所 〒088-0303

白糠町東3条南1丁目1番地18

白糠町社会福祉センター内

まで

## ★生活時間

Q1 縫別自然の家での1日の生活の流れは？

\*ここでは、有意義な時間を過ごしていただけるように、1日の生活時間（例）を示しています。

\*申請書には活動プログラムが必要ですので下記を参考に提出してください。

|   | 6:00  | 9:00       | 12:00 | 13:00      | 16:00 | 19:00      | 21:00 | 23:00 |
|---|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|-------|
| 起 | 洗顔・体操 | 学習         | 昼食    | 学習         | 夕食    | 学習         | 自由時間  | 消     |
|   | 清掃・散策 | 研修活動       | 清掃    | 研修活動       | 清掃    | 研修活動       | シャワー  |       |
| 床 | 朝食    | レクリエーション活動 | 後片付け  | レクリエーション活動 | 後片付け  | レクリエーション活動 | 等     | 灯     |
|   | 後片付け等 | 等          | 等     | 等          | 等     | 等          |       |       |

◎23時に消灯するようお願いします。

Q2 入所の際は、どうするのですか。

\*申込み時に、入所する時間をお知らせください。その入所時間に合せて管理人が対応します（時間厳守でお願いします）。また、使用許可書を発行しますので、入所時に管理人に提示してください。

\*施設では、管理人の指示を聞いて、決まりを守ってご使用ください。

- ①施設の使用場所（宿泊室、料理室、体育館、野外炊事場など）
- ②使用器具について
- ③各使用室の清掃について
- ④ごみの扱いについて
- ⑤複数団体が利用する場合について※P11の注意事項参照
- ⑥その他必要なこと

Q3 退所の際は、どうするのですか。

\*申込み時に、退所する時間を示してください。退所時間に合せて管理人が対応します。

\*管理人は、使用部屋の清掃、整理整頓状況を確認します。指示のとおり守られていない場合は清掃等行っていただくこともありますので、責任者は最終確認をしてください。

\*複数団体が利用する場合はP11の注意事項を参照にして、管理人の指示に従ってください。

## ★施設の清掃について

Q1 清掃は、どのようにしたらよいのですか。

\*この施設は、団体生活の決まり等を守るための研修施設です。利用の際は、他の人の迷惑にならないよう心がけてください。

(1) 利用した部屋などの清掃

- ①利用して出したごみは、各団体で責任を持って片付けましょう。
- ②各部屋のごみ箱の中は、空にしてお帰りください。
- ③清掃用具は、各部屋に備えていますので、それぞれの部屋で使用してください。終わったら元の場所に戻してください。
- ④トイレ・シャワー室・洗面所は、使用が多いためしっかりと清掃をお願いします。

(2) 施設の外、グラウンドの清掃

- ①ごみ、空き缶等が散乱していないか確認をお願いします。
- ②外で使用した用具は、きちんと元の場所に戻してください。

Q2 ごみの扱いは、どうしたらよいのですか。

(1) 使用団体で出したごみは、責任を持ってすべて持ち帰るようお願いします。

## ★その他

Q1 急用で電話を使いたい場合は、どうしたらよいのですか。

\* 管理室にある電話を使用いただけます。次の使用方法によりご利用ください。  
なお、敷地内では携帯電話・スマートフォンの利用や通話が可能です。

【管理室の電話の使用方法】

- ①「電話代入れ」に1回につき10円を入れてください。
- ②「電話使用簿」に記入してから電話をご使用ください。

※「電話使用簿」と「電話代入れ」は、電話の横に置いてあります。

Q2 体育館にある用具は使用してもいいですか。

\*器具室にある用具は、自由に使用できます。ただし、他の人に迷惑をかけないような使用を心がけてください。道具の使用については、使用する際に管理人に許可をもらって借りてください。



Q3 縫別自然の家で利用できる用具は、どんなものがありますか。

※体育用具、レクリエーション用具

- ◇ バレーボール（1面）・・・支柱、ネット、ボール
- ◇ バドミントン（2面）・・・支柱、ネット、ラケット、シャトル
- ◇ バasketボール（1面）・・・ゴール、ボール
- ◇ 卓球（1台）・・・・・・・・卓球台、ネット、ラケット、球
- ◇ ゲートボール・・・・・・・・室内用一式（スティック、ボール）
- ◇ ミニバレーボール（2面）・・・支柱、ネット  
(ボールは、団体で用意してください)
- ◇ 一輪車・・・・・・・・大1台、中5台、小3台
- ◇ パークゴルフ・・・クラブ（右10・左5）、ティ、ボール

※使用後は、元の場所へ戻してください。



Q4 キャンプファイヤーや花火はできますか。

- ①実施する場合は、活動プログラムに明記してください。
- ②キャンプファイヤーは、管理人に指示された場所で行い、後片づけをしっかりとってください。
- ③薪などの材料は、各団体で用意してください。
- ④火事防止のためバケツ等に水を用意してから行ってください。終了後は、火が完全に消えたことを確認し、次の日にはきれいに片づけてください。
- ⑤キャンプファイヤーや花火は、地域の人たちに迷惑がかからないように、午後9時までに終了してください。
- ⑥その他管理人の指示に従ってください。



Q5 お風呂に入りたいのですが・・・

- ①施設にはシャワー室がありますのでご利用ください。利用できる時間は、原則として午後1時から午後10時まで、または、午前6時から午前10時までとなっています。
- ②一度に使える湯量に限りがありますので、シャワー室や洗面台でお湯を大量に使用すると、お湯が出なくなります。出ない場合は15分ほどお湯をためる必要があります。
- ③せっけんやシャンプー等はありませんので、ご持参ください。

Q6 どのような活動ができますか。

- ◇自然観察、魚釣り（近くの川でヤマベ、イワナ、ウグイなどが釣れます）
  - ◇野外炊飯（バーベキューコーナーでブロックを組んでかまどを作る）
  - ◇キャンプ ◇研修会 ◇スポーツ合宿など
- \*畑や牧草地に入ったり、夜中に大声を出したりなど、地域の人たちに迷惑がかからないように心がけてください。



Q7 洗濯はできますか。

- ◇洗面室には二層式の洗濯機が1台ありますので、ご利用ください。（洗剤等をご持参ください。）

# 縫別自然の家からのお願い

(1) 地域の人たちに迷惑をかけないように、また次の利用者が気持ちよく利用できるように、下記のことにご注意してご利用ください。

- ① 施設や用具を使用したら、**後始末**をきちんとしましょう。
  - ② **節電・節水**にご協力ください。(野外炊事場にて洗い物をするときなど、水の流しっぱなしにご注意ください。)
  - ③ 施設内は、**上靴(運動靴など)**を各自ご持参のうえ使用してください。
  - ④ 敷地内は全て【禁煙】です。禁煙にご協力ください。
  - ⑤ 携帯電話・スマートフォンの利用が可能です。管理人室の電話も使用できます。使用方法は、手引きP5を参照してください。
  - ⑥ 使用した場所(宿泊室やトイレ、洗面所、シャワー室、玄関など)は、**全てきれいに清掃**をお願いします。
- \*利用責任者は必ず清掃箇所を見回り確認し、最後に管理人の点検を受けてください。汚い場合は、やり直しをお願いすることがありますので管理人の指示に従ってください。**
- ⑦ **ごみは、全て各使用団体で持ち帰る**ようお願いします。
  - ⑧ 窓ガラスや施設備品を破損させてしまった場合は、必ず管理人に申し出てください。

(2) 病気やけがが発生したときは…

- ① 軽いけが用に、救急用品を管理室の救急箱に用意してあります。使用した場合は、管理人にその旨報告願います。
- ② 急な病気や大けがは、**Tel 119番(釧路市消防本部)**に連絡し、対応してください。



## 管理人は、入所時と退所時のみ対応します

緊急時以外は、各利用団体の活動プログラムにそって自主的に活動しましょう。

なお、活動に必要な物品(食材、薪、洗剤など)は、各自でご用意ください。

## 火災時の消防署への通報マニュアル

|     |               |
|-----|---------------|
| 通報者 | 『119』をダイヤルする。 |
|-----|---------------|

○消防署 ～119番です。火事ですか？救急ですか？

|     |         |
|-----|---------|
| 通報者 | 「火事です！」 |
|-----|---------|

○消防署 ～場所はどこですか～

|     |                  |
|-----|------------------|
| 通報者 | 「白糠町 縫別自然の家 です。」 |
|-----|------------------|

○消防署 ～出火した場所はどこですか～

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 通報者 | 「『〇〇〇〇』です。」<br>※出火している部屋の名前や位置を説明する |
|-----|-------------------------------------|

○消防署 ～逃げ遅れた人はいませんか？～

|     |  |
|-----|--|
| 通報者 | 「今のところわかりません。」<br>または、「ただいま、確認中です。」<br>または、「〇〇名います。」 |
|-----|--|

消防署 ～あなたの名前と通報電話番号を教えてください。～

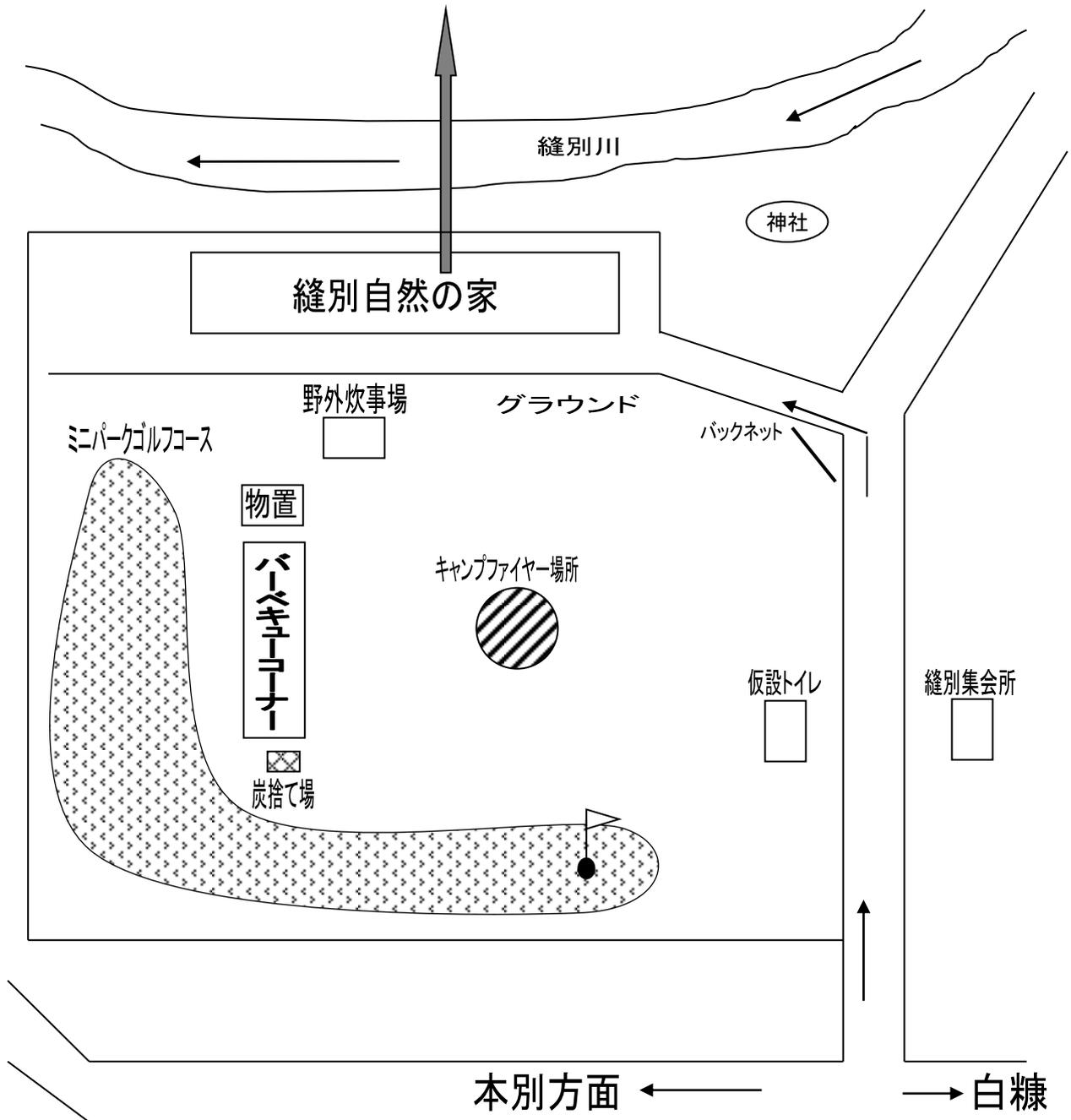
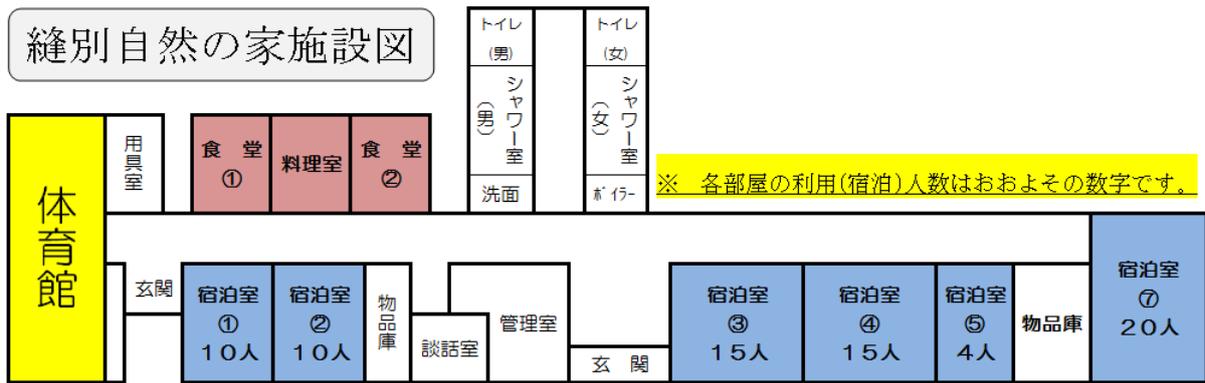
|     |   |
|-----|---|
| 通報者 | 「□□□□です。」<br>電話は01547-2-7537です。」<br>※携帯電話でかけた場合は、その番号を知らせる。 |
|-----|---|

○ 消防署 ～分かりました～

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 通報者 | 「通報を終わります。」と電話を切ります。 |
|-----|----------------------|

# 白糠町青少年宿泊施設「縫別自然の家」施設平面図

## 縫別自然の家施設図



## 複数団体が施設を利用する場合の注意事項

※縫別自然の家は最大75名程度が宿泊できる施設です。使用人数によっては同日に複数の団体でご利用いただく場合もございますので、下記の点にご注意ください。

### **<駐車スペースについて>**

※施設には駐車場がありませんので校舎前に車を駐車することになりますが、止められる台数には限りがありますので車間を詰めて体育館側から駐車してください。

### **<施設内の利用について>**

※先に申請のあった団体には希望通りの使用許可を出していますが、後から申請のあった団体が宿泊室等を利用する場合、部屋割りの変更をお願いする場合があります。

また、体育館や調理室の使用などについては、後から申請のあった団体は先に申請のあった団体と時間が重複しないように、活動プログラムの変更をお願いする場合があります。先に申請のあった団体については、活動プログラム通りの使用をお願いいたします。

### **<退所時間と入所時間が重なる場合について>**

※先に施設を利用していた団体は、退所まで荷物を一か所にまとめて管理してください。

後から入所する団体は、前の団体が荷物を運び出すまで、荷物の搬入はお待ちください。

(前の団体が施設の清掃を終えてから荷物を搬入してください。ただし食品等を冷蔵庫に入れたい場合は、先に利用している団体の責任者に許可を得て搬入してください。)

### **<その他>**

※雨天により屋外施設が使用できない場合や、急きょ活動プログラムの内容を変更する場合、施設管理者側では対応できかねます。

その際には双方の使用責任者等の話し合いにより調整してください。